

東京電力福島第一原発事故後の 除染で発生した除去土壌の 『復興再生利用』を考える

政野淳子(まさのあつこ)・ジャーナリスト

主催:グリーン連合

日時:2026年1月16日(金)15:00-16:30

いただいた視点

- 東京電力福島第一原発事故では大量の放射性物質が放出され広範な範囲が汚染されました。
- 各地で除染が行われましたが、特に福島県内の除染で発生した除去土壌は中間貯蔵施設に保管され、2045年までに県外で最終処分することとなっています。
- 国は最終処分量の削減のために、除去土壌の大半は「復興再生土」（再生資材化した除去土壌）と称して、「復興再生利用」（土木資材などでの利用）することとしています。
- 「復興再生利用」にどのような問題があるのか、解決策はあるのか、この問題に詳しいジャーナリストの政野淳子さんに話題提供いただき、環境運動がどのように取り組むべきなのかを考えます。

復興再生利用——なぜそうなったのか

- 1 原子力緊急事態宣言後の二重基準(その1)
 - 2 「30年で県外最終処分」という法律
 - 3 「再生利用」の二重基準(その2)
 - 4 省令改正で造語「復興再生利用」
 - 5 中央官庁で「率先垂範」
- まとめ(「復興再生利用」にどのような問題があるのか、解決策はあるのか)



すべての始まり

2011年3月11日福島第一原発事故

11日 1～3号機メルトダウン

12日 1号機が爆発

14日 3号機が爆発

15日 4号機が爆発

福島第一原子力発電所3号機

2011年3月21日

東京電力ホールディングスのアーカイブより

原子力緊急事態宣言（すべての発端）

平成23年（2011年）3月11日16時36分、東京電力（株）福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

<https://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/kinkyujitaisengen.pdf>

(原子力緊急事態宣言等)

第15条 **原子力規制委員会**は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、**内閣総理大臣**に対し、(略) **指示の案を提出**しなければならない。

- 一 (略) 放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 (略) 原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、(略) 公示をするものとする。

- 一 **緊急事態応急対策を実施すべき区域**
- 二 **原子力緊急事態の概要**
- 三 (略) **居住者、滞在者その他の者及び公私の団体**に対し周知させるべき事項

系数慶子参議院議員提出

「**原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する質問主意書**」答弁書

平成29(2017)年2月3日 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/193/meisai/m193013.htm>

緊急事態応急対策を実施すべき区域とは？

原子力災害対策特別措置法第20条第6項の規定に基づき**公示して変更**した平成29年2月3日現在の法第15条第2項第1号の区域は、南相馬市の一部の区域、川俣町の一部の区域、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の区域、葛尾村の一部の区域並びに飯館村の区域である。

平成23年3月11日時点から現在までに空間放射線量が低減する等、当該区域を含む東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所の周辺地域の状況が変化していることから、法第2条第5号の緊急事態応急対策の適切な実施を確保するため、**避難指示の解除等に併せて法第15条第2項第1号の区域の見直しを行い、公示している**。政府としては、今後とも、**避難指示の解除に向けて取り組む**とともに、解除の状況を踏まえて同号の区域の適切な見直しを行っていく。

IF事故による汚染

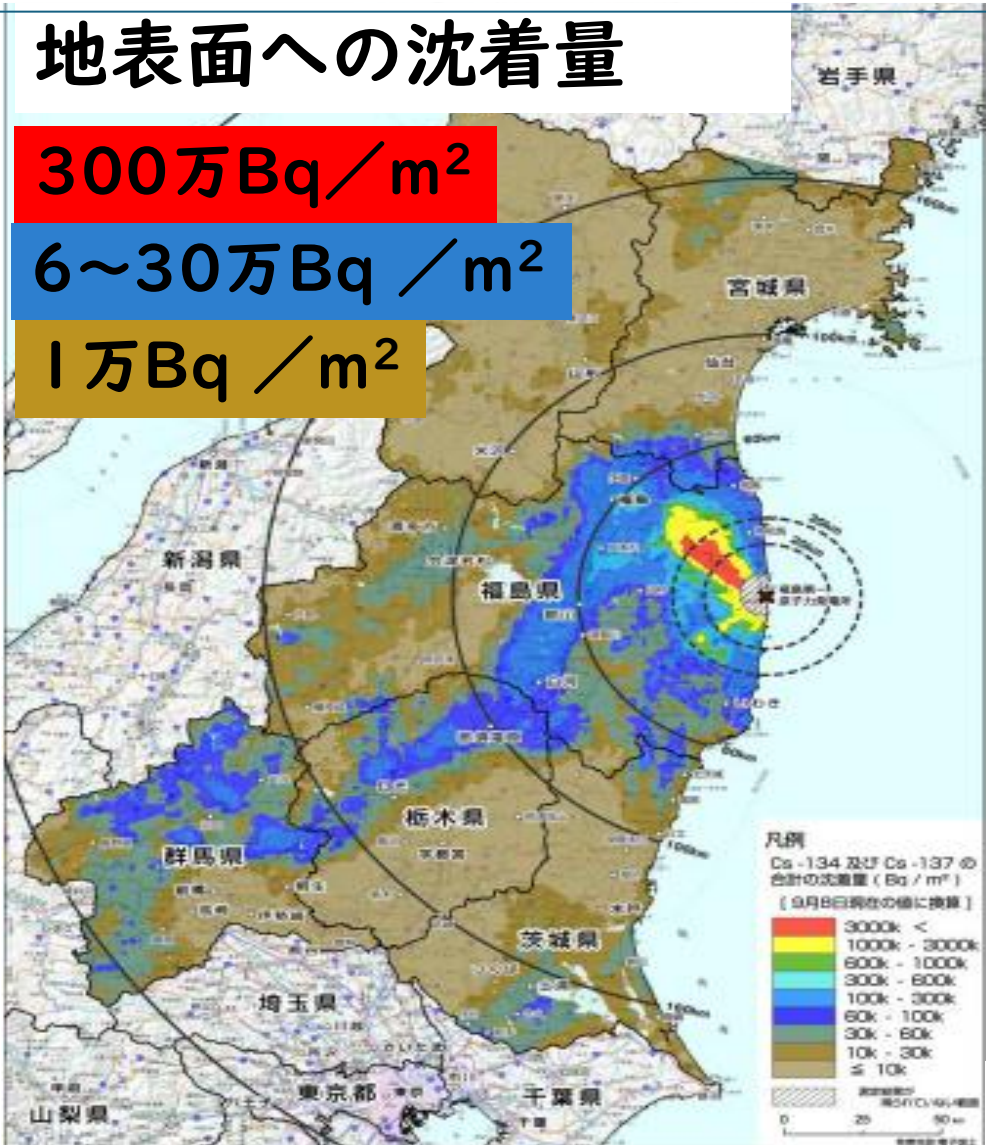
= 広島原爆の168.5個分
(セシウム137換算)

地表面への沈着量

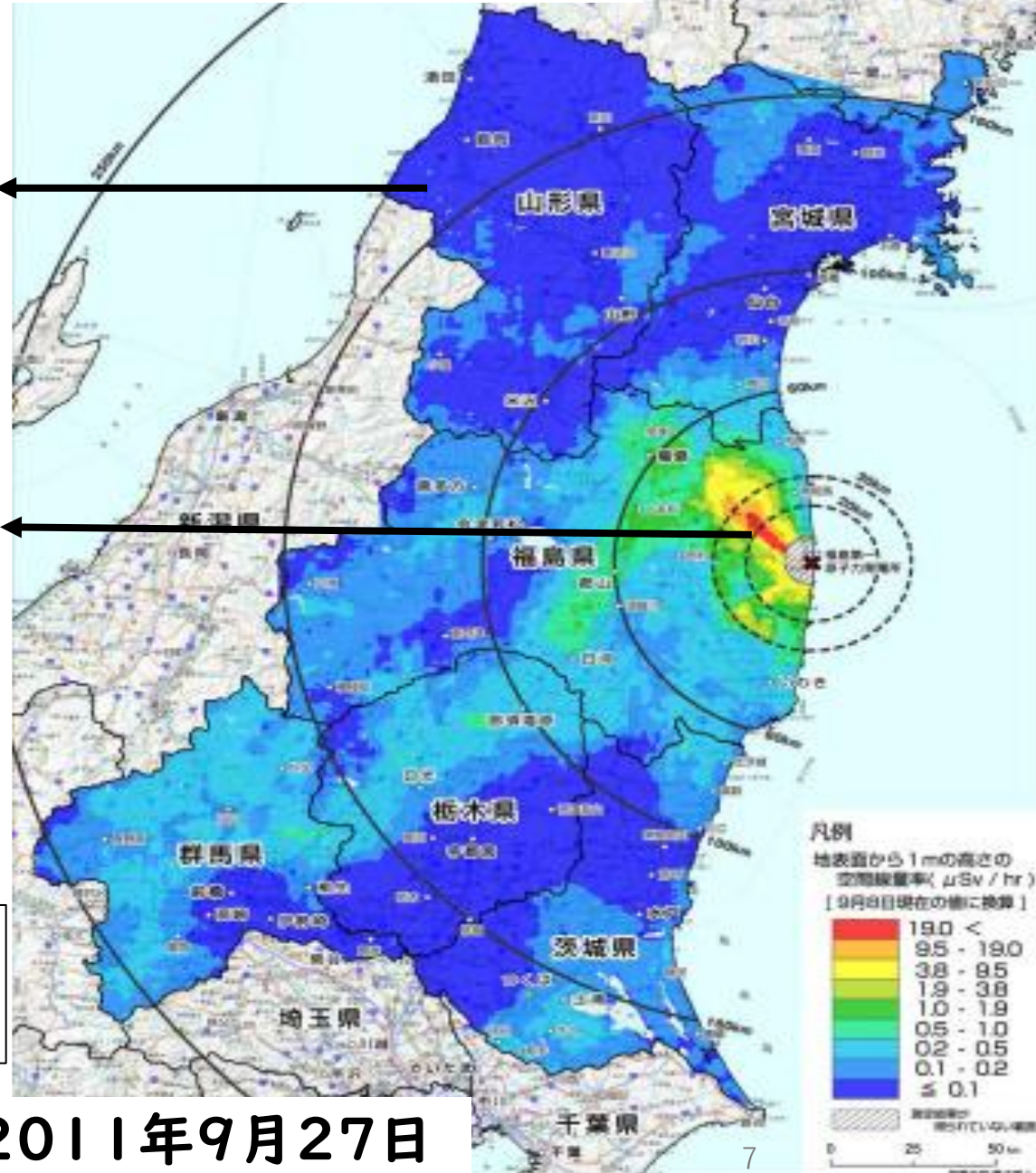
300万Bq/m²

6~30万Bq/m²

1万Bq/m²



空間線量率 高さ1m



0.1 μSv/h
以下

事故前は
0.04ぐらい。

19 μSv/h
以上
(1年で約
166 mSv)

埼玉、千葉、
新潟も汚染

文科省発表 2011年9月27日

1 原子力緊急事態宣言後の二重基準(その1)

法律	公衆の被ばく限度
原子炉等規制法(1957年~)	・(告示)年1ミリシーベルト(mSv)以下
放射能汚染物質対処特別措置法(2011年~)	・年20mSv以上は「帰還困難区域」 ・年20mSv未満は年1mSvを目標に「除染」 =年1mSvで「避難の権利」確立されず (→自力避難、分断、“風評被害”“風評加害”)



除去土壌発生 → 仮置き場、仮々置き場



避難指示解除された生活空間に
黒いフレコンバックの山



どうする? (実際はそうではなく)

南相馬市小高地区で撮影©まさのあつこ

放射能汚染物質対処特別措置法 **基本方針** (2011年11月11日)抜粋

<https://www.env.go.jp/content/900483791.pdf>

↑その前は「除染に関する緊急実施基本方針」(2011年8月26日 原子力災害対策本部)

<https://www.env.go.jp/content/900484531.pdf>

1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向

⑦ 国は、できるだけ速やかに除染等の措置等(土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び**処分**をいう。)及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施する必要があることを踏まえ、**基準等の設定**を行うものとする。

⑧ **中間貯蔵施設**(相当量の土壤及び廃棄物を一定の期間安定的に集中して貯蔵及び管理する施設をいう。以下同じ。)及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。

5. 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

(略) 減容化、運搬、保管等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。

このほか、除去土壤の収集及び運搬は、その途上における不法投棄の防止等のため、迅速に行うよう努めるものとする。

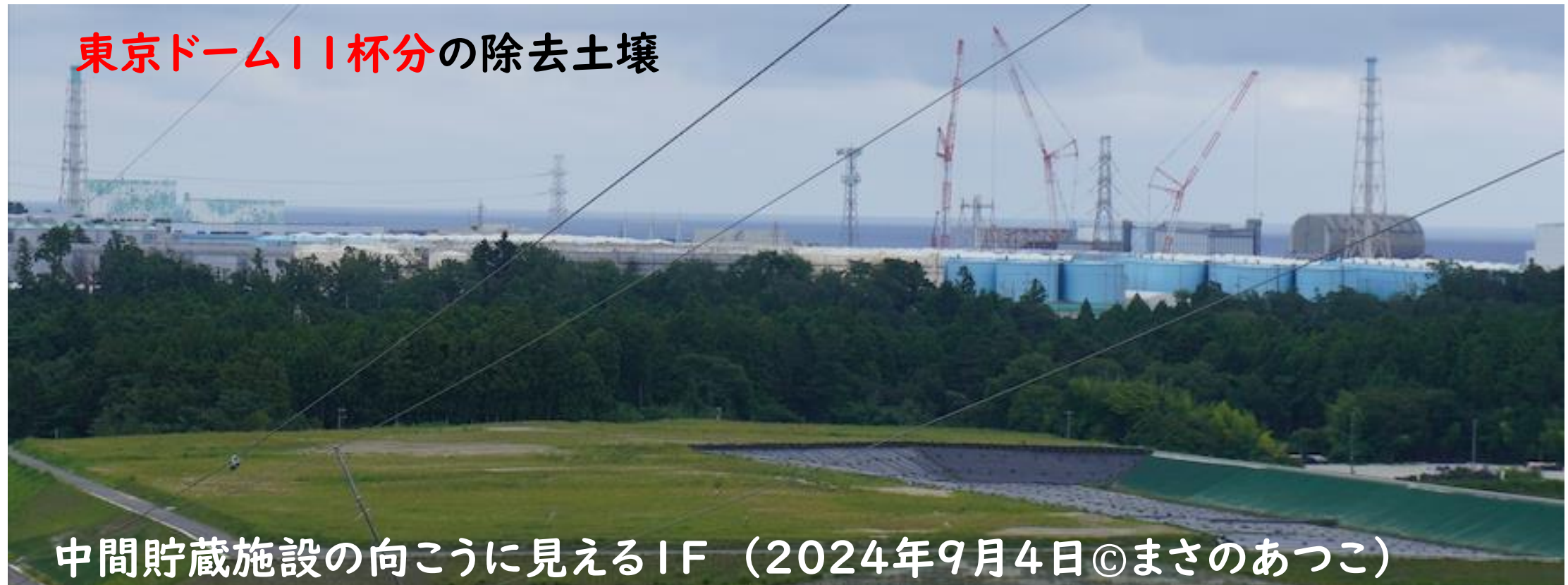
また、仮置場等の確保等の観点から、除去土壤について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、**減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壤について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。**

復興再生利用——なぜそうなったのか

- 1 原子力緊急事態宣言後の二重基準（その1）
 - 2 「30年で県外最終処分」という法律
 - 3 「再生利用」の二重基準（その2）
 - 4 省令改正で造語「復興再生利用」
 - 5 中央官庁で「率先垂範」
- まとめ

2 「30年で県外最終処分」という法律





法律	最終処分
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)法 (2014年～)	第3条「中間貯蔵開始後30年以内に 福島県外で最終処分を完了」



中間貯蔵施設とは

<https://josen.env.go.jp/chukanchozou/>



-  面的除染完了／避難指示解除
-  帰還困難区域
-  特定復興再生拠点区域
-  中間貯蔵施設

「30年中間貯蔵施設地権者会」会長 門馬好春さんから見ると(お知らせ)



門馬好春さん「国は最初から中間貯蔵施設(国有化した土地)での最終処分を考えていたのではないか?」 *

双葉郡住民と国との垣根: 福島第一原発事故後の真の復興とは何か

1月18日
午前10時~12時

<https://shorturl.at/0ZEcb>



門馬好春・ゲスト

30年中間貯蔵施設地権者会会長(2代目) 日本環境会議会員。昭和(1957)32年5月福島県大熊町夫沢字長者原に生まれる。68才。福島県立双葉高校を卒業後、東京で会社員として働き、25歳から5年間大熊町に戻るが、30歳から再び東京に出て会社員を務め、現在は退職し東京在住。最長2045年までの中間貯蔵施設事業後の跡地を含めたふるさとの真の復興を目指している。

「30年中間貯蔵施設地権者の会」門馬好春さん Zoomを使った公開取材のお知らせ

2026年1月23日(金) 19:00 (ピッタリに始めます。ミュートでお待ちください)

- 内容: 除染によって生じた除去土壌を「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」として、売却等を迫られた地権者から見た15年
- 項目: 地権者から見た「中間貯蔵施設」経緯
地権者に示されなかった3つの選択肢とその背景

復興再生利用——なぜそうなったのか

- 1 原子力緊急事態宣言後の二重基準（その1）
 - 2 「30年で県外最終処分」という法律
 - 3 **「再生利用」の二重基準（その2）**
 - 4 省令改正で造語「復興再生利用」
 - 5 中央官庁で「率先垂範」
- まとめ

3 「再生利用」の二重基準(その2)

環境省が結論ありきの検討会 設置

2015年7月 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」

2016年4月 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」

結論 県外処分場の確保 「実現性が乏しい」

「一定の公共事業等に限定し再生利用」

問題 再生利用なら実現性あるか？



2018年6月 環境省 「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」

再生利用可能な放射能濃度レベル 8000Bq/kg以下

→100歩譲って、本来なら

30年以内県外最終処分としたJESCO法を改正すべき

(再利用するという法律は存在しない)

3 「再生利用」の二重基準(その2)

法律／環境省の考え方	基準
<ul style="list-style-type: none">原子炉等規制法 (1957年～)	<ul style="list-style-type: none">クリアランスレベル(原子力施設で使った金属やコンクリートなどで放射性物質として扱わなくてよい基準)33核種 (うちセシウム134.137は合計100Bq/kg以下)手続 クリアランスレベルを超えないかを 原子力規制委員会が確認
環境省の「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」(2016年～)	<ul style="list-style-type: none">(条件付き)除去土壌の安全な利用(10μSv/年以下)8,000Bq/kg以下(セシウム134.137合計)手続について考えなし

用途先	遮へい条件	年間の再生資材利用作業期間に応じた再生利用可能濃度 (Bq/kg) ※1			追加被ばく線量の更なる低減のために必要な覆土等の厚さ (cm)	
		6か月※2	9か月※2	1年※2		
盛土	土砂やアスファルト等で被覆	8,000 以下	8,000 以下	6,000 以下	50 cm以上	
	コンクリート等で被覆	8,000 以下	8,000 以下	6,000 以下	50 cm以上※3	
	植栽覆土で被覆	8,000 以下	7,000 以下	5,000 以下	100 cm以上※3	
廃棄物処分場	中間覆土材	8,000 以下	8,000 以下	8,000 以下	10 cm以上※4	
	最終覆土材	保護工(客土等)	8,000 以下	7,000 以下	5,000 以下	30 cm以上※3
	土堰堤		8,000 以下	8,000 以下	8,000 以下	30 cm以上
埋立材・充填材	植栽覆土で被覆※5	7,000 以下	6,000 以下	4,000 以下	40 cm以上(草本類) 100 cm以上(木本類) ※3	
農地 (園芸作物・資源作物)	土砂等で被覆(埋戻し用途)※6	8,000 以下	6,000 以下	5,000 以下	50 cm以上	
	土砂等で被覆(嵩上げ用途)※7	6,000 以下	6,000 以下	5,000 以下	50 cm以上	

条件付き

環境省の「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」

平成28年6月30日

平成29年4月26日 一部追加
平成30年6月1日 一部追加

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_180601.pdf?2510

※1：用途先ごとの被ばく評価計算により算出された1 mSv/年相当濃度の100Bq/kg以下の位を切り捨てて表記した(具体的な被ばく評価計算結果については、以下リンク先の資料を参照)

約100 Bq/kg相当(クリアランスレベル)まで減衰に要する期間 (年数)

再生利用開始時の放射性セシウム濃度 [Bq/kg]	500	1,000	3,000	5,000	8,000	10,000
再生利用開始時 [年]						
2016	62	92	140	163	183	193
2019	67	97	145	167	188	198
2022	69	99	147	169	190	200
2025	70	100	148	170	191	200
2028	70	101	148	171	191	201

2018年6月 検討会WGの試算

- 8000Bq/kgが100Bq/kgに減衰するまで約190年

疑問

- 190年間、管理しきれぬ主体や公共事業は存在するか？

除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討-検討状況の取りまとめ案 -
 平成28年 6月、除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ

3 「再生利用」の二重基準(その2)

「ダブルスタンダード」「**考え方は法律ではない**」批判
→ 環境省は**特措法**の「**処分**」に「**再生利用**」も含まれると解釈し始めた。
しかし 他法令では「**処分**」と「**再生**」を区別

法律	(大坂恵里・東洋大学教授の解説)
廃棄物処理法	第1条「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、 再生 、 処分 等の処理」 第6条の2「 処分 (再生 することを含む。・・・)」
循環型社会形成推進基本法	第2条「 処分 」を「廃棄物としての 処分 」と定義 第7条2号 再使用されないか再生利用できるもの⇒ 再生利用 第7条4号 上記の循環的な利用が行われないもの⇒ 処分
再資源化事業等高度化法	第2条2項1号「 処分 (再生 を含む。・・・)」と
特措法	第41条 除去土壌の収集、運搬、保管又は 処分 を行う者は、

3 「再生利用」の二重基準(その2)

関係法律を改正せず

- ・JESCO法 「30年以内に福島県外で**最終処分**を完了
(するために必要な措置を講ずるものとする)」
- ・特措法は「**処分**」のまま



2020年1月

特措法に基づく省令改正案で済まそうと、
パブリックコメント実施 → 失敗

異例の2864件の意見
環境省「引き続き検討」

大半が**反対**
結論先延ばし

公共事業なら、除去土壌が飛散し、及び流出しないよう措置できるのか？

東日本大震災被害 2011年5月



公共事業なら、除去土壌が飛散流出しない？



茨城県常総市水害
2015年9月14日～2016年5月撮影

公共事業なら責任体制が明確？

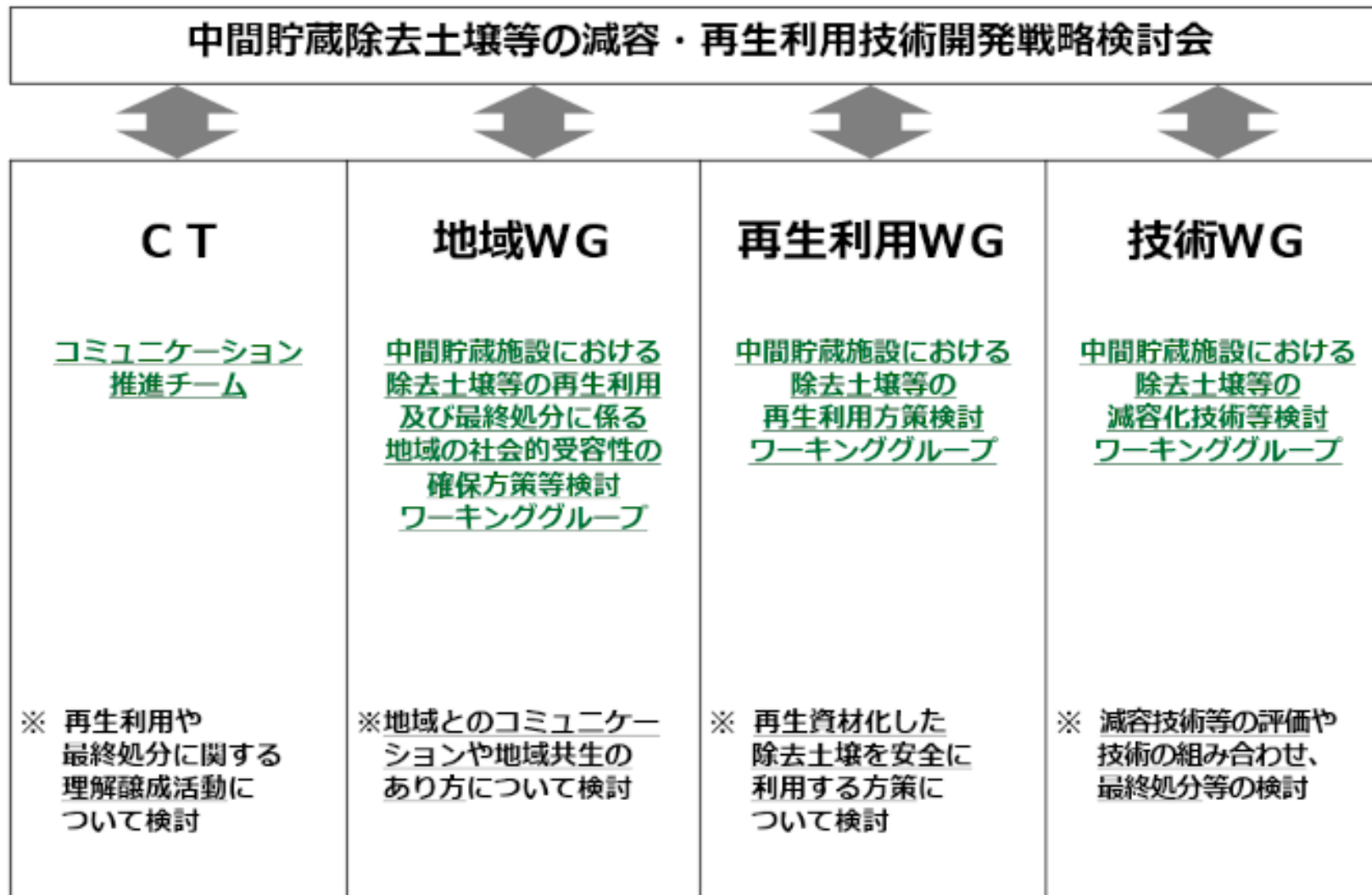
受注するのは民間企業

- 2014年、鉄鋼メーカー大同特殊鋼が、公共事業で産廃処理すべき**有害「鉄鋼スラグ」**を資材に。
- 調査で、**100ヶ所以上の公共事業で**。2015年、県が刑事告発、**不起訴**。
- 有害スラグは**撤去されず**。
- 性善説ではムリ
- **除去土壌**はキレイな土と見分けがつかない。



「群馬県は大同特殊鋼に不正スラグの撤去命令を出せるか」
週刊金曜日2014年10月10日

省令改正失敗後、「検討会」の下に長〜〜〜い名前の会議体を4つ設置。
検討プロセスを細分化、複雑化。



復興再生利用——なぜそうなったのか

- 1 原子力緊急事態宣言後の二重基準（その1）
 - 2 「30年で県外最終処分」という法律
 - 3 「再生利用」の二重基準（その2）
 - 4 **省令改正で造語「復興再生利用」**
 - 5 中央官庁で「率先垂範」
- まとめ

4 省令改正で造語「復興再生利用」

市民の抵抗の壁を砕くための3つの策

1. プロセス細分化・複雑化 → 煙に巻く
2. **IAEA** (国際原子力機関) に意見を求める → 国際権威の利用
3. **放射線審議会** に諮問 → 専門家権威の利用

2度目の省令改正案 2025年1月

「**復興再生利用**」という造語 (定義はのちほど)

「**適切な管理**」規定:

- 公共事業又は実施主体・責任体制が明確な事業
- 土壌が飛散、流出しないよう措置、場所表示
- 措置完了まで記録を保存

致命的な欠陥

「**管理年限**」規定 (190年間の管理が必要なのに) なし

「**手続**」規定なし。**覆土**など「考え方」にあった明確な条件見当たらず
約22万件の意見 (反対ほとんど) → 修正なく、2025年4月施行

4 省令改正で造語「復興再生利用」

法令	基準
原子炉等規制法 (1957年～)	クリアランスレベル セシウム134、137(100Bq/kg) 他31核種を、原子力規制委員会が確認
特措法施行規則 (2025年4月～)	復興再生利用(除去土壌処分基準)第58条の2～ <ul style="list-style-type: none">再生資材化→盛土、埋立て又は充填材追加被ばくは年1ミリシーベルト以下適切な管理の下で利用(という性善説)管理年限なし。手続規定なし。セシウム134と137のみ(8000Bq/kg以下との記載なし) https://laws.e-gov.go.jp/law/423M60001000033

放射能汚染物質対処**特別措置法**は2つの**特別措置(二重基準)**

- ・公衆の被ばく限度 年20mSv(原子炉等規制法の20倍)
- ・復興再生利用(原子炉等規制法の80倍)

4 省令改正で造語「復興再生利用」

中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会 ※2024年度で終了

「**隠れ蓑**」(検討会)は**用済み** → 廃止

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/

県外最終処分に向けた

これまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方
中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略
成果取りまとめ

令和7(2025)年3月 環境省

- 2045年までに
- 福島県**内外**で復興再生利用(詐欺的)
- 福島県**外**で最終処分

目次

1. はじめに
2. 基本的な考え方
3. 復興再生利用の推進
4. 最終処分の方向性の検討
5. 全国民的な理解の醸成等
6. おわりに

環境省「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」(2018年)

省令改正後の「復興再生利用に係るガイドライン」(2025年)

再生利用

「再生利用」とは、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている**公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定**した上で、追加被ばく線量を制限するための放射能濃度の設定、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等の適切な管理の下で、再生資材を限定的に利用することをいう。

(2.1 復興再生利用 より)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による**災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で**利用すること(維持管理することを含む)。

公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこと。

再生資材化

「再生資材」とは、除去土壌を適切な前処理や汚染の程度を低減させる**分級などの物理処理**をした後、用途先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整等の工程を経て利用可能となったものをいう。

再生資材化とは、除染実施者が、**除去土壌から草木などの異物を除去し**、復興再生利用の用途先で求められる要求品質に適合するよう必要に応じて品質調整を行った上で放射能濃度の測定を行うことにより、**盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用**することができる状態にする行為である。

除去土壌を**化学処理**や**熱処理**等した後の生成物や、焼却灰等の廃棄物については、現在のところ、減容処理前後の性状や再生資材としての品質・用途が必ずしも明らかになっていないことから、本基本的考え方の対象としていない。

除去土壌は、**福島県内**では大部分が中間貯蔵施設に搬入され、草木や根などの異物を除去した後に保管されているが、**福島県外**で発生したものは大型土のう袋等に格納され仮置場等で保管されるなど、保管の状態は一様ではない。このような保管状態の違いにも留意し、適切な再生資材化を行う。(2-3より)

url

https://iosen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_180601.pdf

<https://www.env.go.jp/content/000302607.pdf>

復興再生利用に係るガイドライン(2025年3月 環境省) (目次より)

<https://www.env.go.jp/content/000302607.pdf>

第2章 基本的事項.....	2-1
2. 1 復興再生利用.....	2-2
2. 2 再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度.....	2-5
2. 2. 1 放射線防護の考え方.....	2-5
2. 2. 2 放射性セシウム濃度の調査方法.....	2-11
2. 3 飛散・流出防止.....	2-18
2. 4 空間線量率の測定(施工時・維持管理時).....	2-23
2. 5 生活環境の保全(騒音・振動等).....	2-25
2. 6 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示.....	2-26
2. 7 利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存.....	2-27
2. 8 関係機関等の関与.....	2-29

住民参加、説明、合意 手続き一体なし

復興再生利用——なぜそうなったのか

- 1 原子力緊急事態宣言後の二重基準
 - 2 「30年で県外最終処分」という法律
 - 3 「再生利用」の二重基準
 - 4 省令改正で「復興再生利用」
 - 5 **中央官庁で「率先垂範」**
- まとめ

5 「実証事業」を阻まれ) 中央官庁で「率先垂範」



2022年12月16日 埼玉県所沢市
実証事業に関する住民説明会

クリアランスレベルの80倍と
周辺住民のみ限定50人に激怒する所沢市民



実証事業 住民説明 会場入口

「この鉢植えには再生された
除去土壌を活用しています」

「除去土壌一時保管場所」

「再生資材の放射能濃度は
5100Bq/kg」

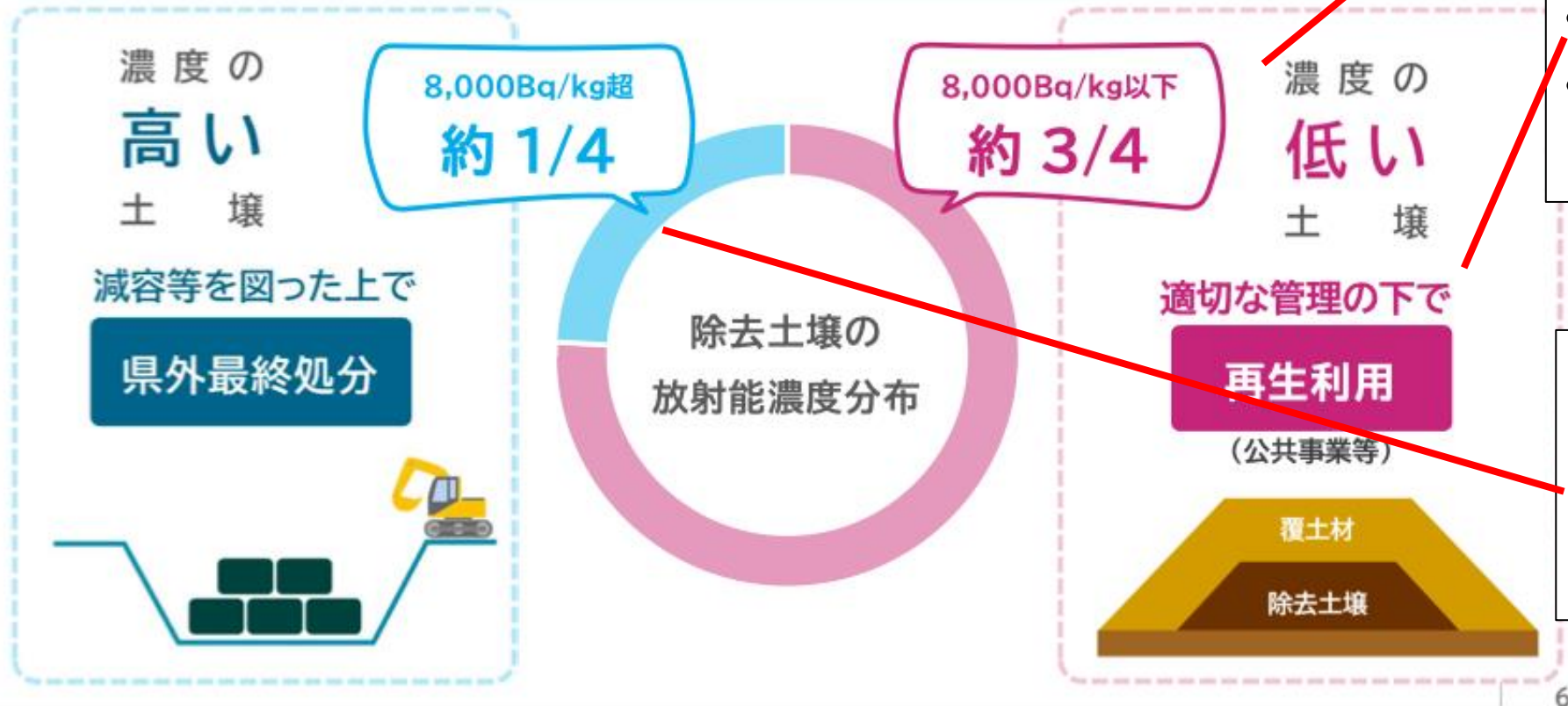
本来なら「**170年間の管理が
必要な鉢植え**」と掲示すべき。

2022年12月16日撮影

- 中間貯蔵施設へ運び込まれた除去土壌等の量は、**東京ドーム約11杯分**。
- 福島第一原発事故からの環境再生は、福島県だけの課題ではなく、全国的に取り組まなければならない重要な課題です。
- 中間貯蔵開始後**30年以内(2044年度内)**の県外最終処分に向け、**最終処分量を低減するための再生利用が鍵**となります。

2022年12月16日
住民説明会 資料

- 8,000Bq/kg 以下を「濃度の低い土壌」
- 「適切な管理の下で」
- 「公共事業等」を強調



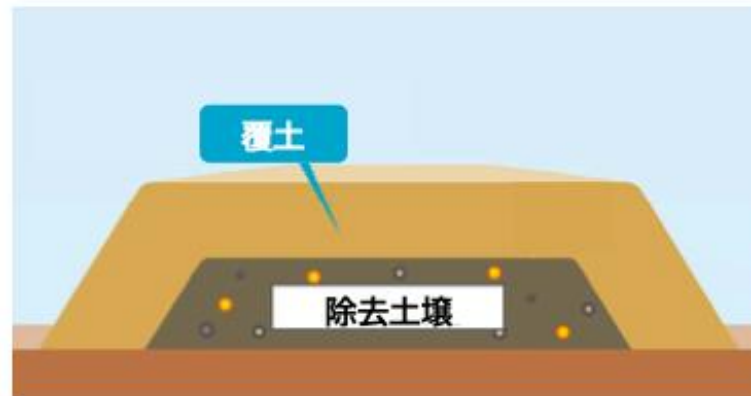
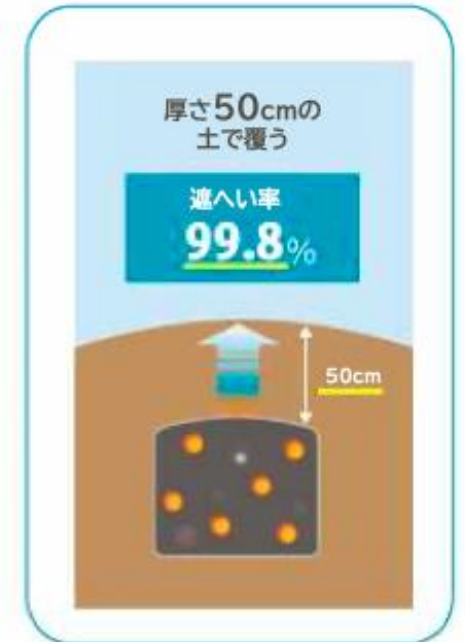
うち「濃度の高い」
1/4の
8000Bq /kg超については何の説明もなし。



再生利用 と 安全性 | 覆土による適切な管理

- 除去土壌の飛散・流出防止のため、覆土を行います。
- 除去土壌に覆土をすることで、放射線が遮蔽されます。

今回の実証事業



新宿御苑での説明会（筆者撮影）
限定50人
新宿区内70ヶ所に**掲示のみ**
周知期間は**最大10日**程度

5 中央官庁で「率先垂範」

こっそり
官邸会議で
決定
2025年夏

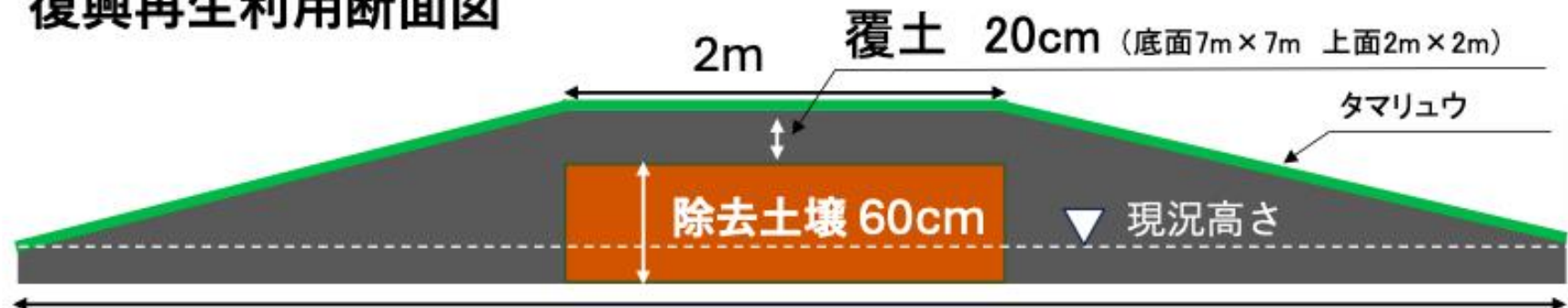
- 総理大臣
官邸
- 中央官庁
の9ヶ所の
花壇

- 施工日：7月19日、20日
- 施工面積：7m×7m
- 除去土壌：2m×2m×60cm 約2m³
- 除去土壌の飛散流出防止措置
：覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所
あることを表示
- 施工前(7/18)の放射線量：0.07～0.10μSv/時
- 8月22日の放射線量：0.11μSv/時
→人体への影響を無視できるレベル

施工後の様子



復興再生利用断面図



5 中央官庁で「率先垂範」

除染土、3省庁の花壇に 福島県外利用は2例目

経済

2025年9月14日 16:16

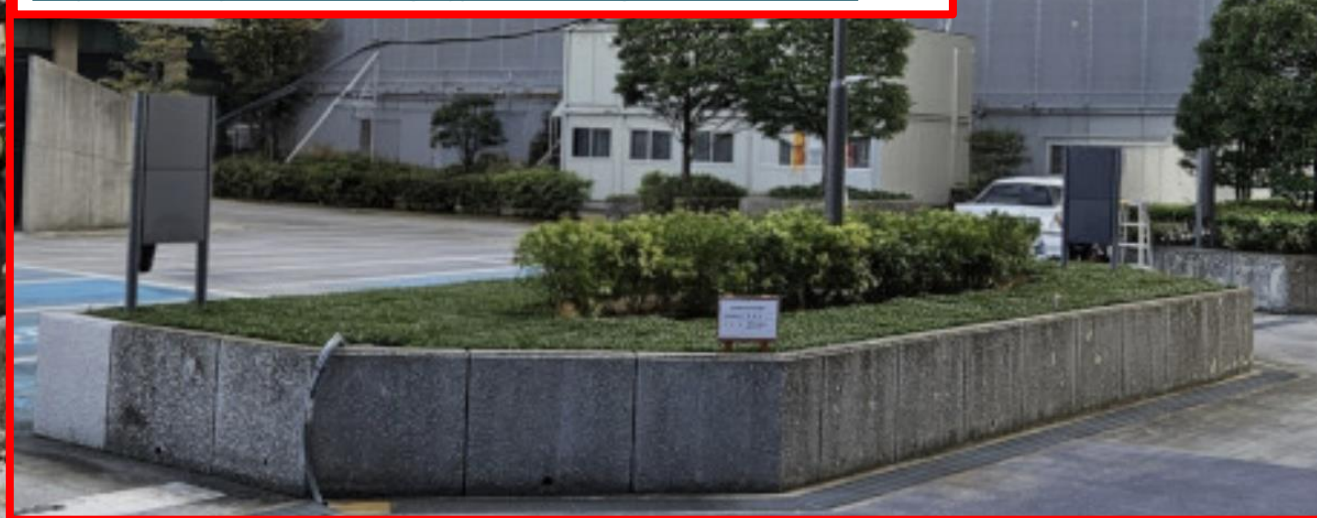
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA141080U5A910C2000000/>

保存



2025年9月24日

https://kankyosaisei.env.go.jp/next/blog/20250924_02/



経産省の花壇に入れられる東京電力福島第1原発事故の除染土（14日午前）=共同

問題 作業員の健康管理放棄

除染作業（1万Bq/kg以上）の場合 除染電離則により事業者に義務

- ・ 特別な教育
- ・ 健康診断の実施
- ・ 被ばく線量の算定と30年間保存

復興再生利用（8000Bq/kg以下）

- ・ 事業者はこうした義務を免れる
- ・ 作業員を誰が守るのか？
- ・ 花壇作業の実態：
マスクすらなし
- ・ 草木などを取り除いただけの**再生資材**

5 中央官庁で「率先垂範」

特措法施行規則

「復興再生利用に係るガイドライン」(事業実施者、施設等の管理者にも参照していただくことを念頭に作成した) <https://www.env.go.jp/content/000302607.pdf>

第58条の4

法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の復興再生利用(事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化(除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。)した除去土壌を適切な管理の下で利用すること(維持管理することを含む。)をいう。以下同じ。)の基準は、次のとおりとする。

省令に照らし、取材

Q:「花壇」は「盛土、埋立、充填材」のどの用途?

A(環境省):「**省令**は、土壌を使う一般的な使い方の形態を規定、**どれに当てはまるかを整理するものではない。**」

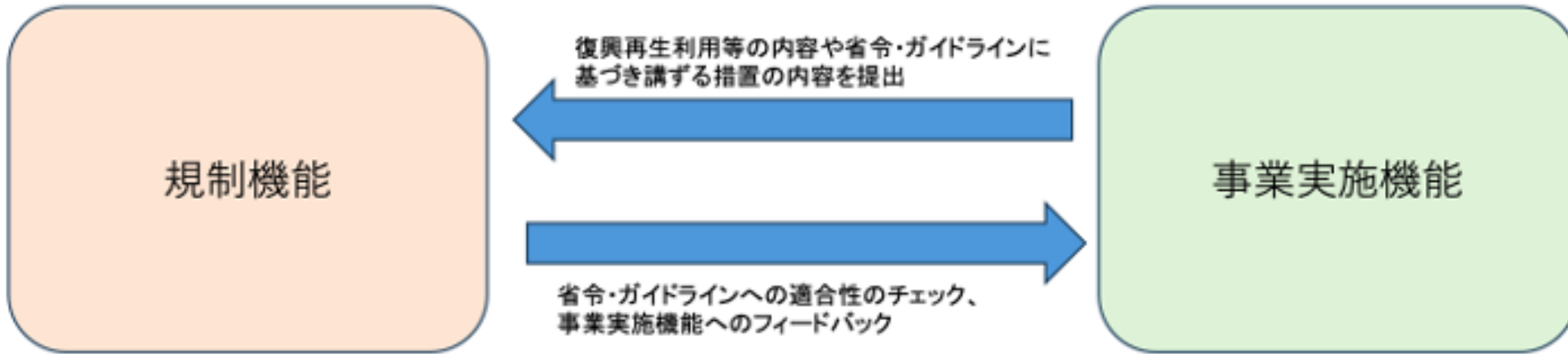
用途が拡大解釈される恐れがあるのでは?

5 中央官庁で「率先垂範」???

IAEA専門家会合 最終報告書

「規制機能は事業実施機能から独立を」

https://kankyosaisei.env.go.jp/next/international/pdf/final-report_overview_jp-provisional.pdf?v2



https://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/acceptance_request/pdf/establishment_of_system.pdf

しかし、調べてみると、推進ポストと**同部署**

事業実施機能 → 環境再生事業担当参事官室

規制機能 → 復興再生利用・最終処分規制審査企画官

● 国際機関の助言は反故に

(参考まで)

地味な取材ノート「何を根拠に「花壇」で汚染土を利用？」(2025年9月16日)より

<https://note.com/masanoatsuko/n/nba0117e946ca>

復興再生利用と実施と規制は事実上一体

Q：環境省、経産省、復興庁、官邸での「復興再生利用」の実施主体は？

A：基本的には環境省。

Q：4月に「復興再生利用・最終処分規制審査企画官」を新設したが、今回の4件を、企画官は審査したのか？

A：計画段階で福島地方環境事務所から審査を依頼し、復興再生利用最終処分規制審査企画官が審査した。

復興再生利用——なぜそうなったのか

- 1 原子力緊急事態宣言後の二重基準（その1）
- 2 「30年で県外最終処分」という法律
- 3 「再生利用」の二重基準（その2）
- 4 省令改正で「復興再生利用」
- 5 中央官庁で「率先垂範」

まとめ

まとめ <どのような問題があるのか>

1 政策形成過程の問題

- ・ 国会審議を経ず、省令で「復興再生利用」

2 省令で定めた「適切な管理」の実態が伴わない

- ・ 8000Bq/kg (クリアランスレベルの80倍) なら
190年間の管理が必要なのに「管理年限」規定なし

3 お墨付き機関 IAEAの助言無視

- ・ 「規制と実施の分離」なし。「用途」審査もズサン
- ・ 「最適化の取組を通じて目指すべき線量水準は、**地域住民や自治体などのステークホルダーと相談して決定されると認識している**」
- ・ IAEA の 助 言 を 担 保 す る 制 度 は 法 令 化 さ れ ず

https://kankyosaisei.env.go.jp/next/international/pdf/final-report_overview_jp-provisional.pdf?v2

まとめ <解決策はあるのか>

根本問題は：原子力緊急事態宣言下で、生まれた2つの二重基準

除染して居住を維持する政策（強制避難も、強制居住も原発事故の悲惨）

除染政策で生じた除去土壌→“復興”の名で再生利用（不合理）

1. 最初の間違い（「避難の権利」を確立せずに始まったこと）の直視
2. 30年以内に福島県外処分場の確保は「実現性が乏しい」とした。が、福島県内外での「復興再生利用」なら、実現性はあるのか？の見極め
3. 厳然として存在する 東京ドーム11杯分の「除去土壌」の扱い

東京ドーム面積 約 4万6755m²

福島第一原発敷地面積 約 350万m²（東京ドーム 75個分）

中間貯蔵施設面積 約1600万m²（東京ドーム342個分）

どう取り組むべきか

（みなさんの考えと意見交換できれば幸い） ご清聴に感謝